

「着信事業者が設定する音声接続料の在り方について」 に関するヒアリング

2023年3月7日

株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

あなたの「いつものつなく」を創る。



論点（１）ビル&キープ方式を選択可能とすることについて

- 音声接続料について、NTT東日本・西日本及びNTTドコモから、ビル&キープ方式（事業者間で音声接続料の精算を行わない方式）を採用したいとの提案があった。指定設備設置事業者を含む事業者が同方式を選択できるようにすることの是非についてどう考えるか。（現状、少なくとも第一種指定電気通信設備設置事業者においては、ビル&キープ方式を採用できない。）

| 検討を要する論点 | 当社の意見 |
|---|---|
| ①指定設備設置事業者が、希望する接続事業者との間でビル&キープ方式を選択できるようにすることについて | |
| 公正競争上の懸念事項はあるか。 | 発着トラヒックを均衡させることができないことや網コストが異なる状況で、同一設備に対して受益者負担の考え方をもち事業者間精算と、それとは異なる考え方のビル&キープを、恣意的に選択する懸念があるため、指定設備設置事業者側でどのような場合にビル&キープを選択できるのかを、事前に明確化、整理が必要と考える。 |
| ②指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択することが可能となった場合に留意すべき事項について | |
| 希望する接続事業者以外の事業者であっても、例えばトラヒック・ポンピングへの関与等が疑われる事業者との間でビル&キープ方式を採用することは適当か。適当である場合、他にビル&キープ方式を採用することが適当と考えられる場合はあるか。 | 「希望する接続事業者以外の事業者との間でビル&キープ方式を採用する」ことが、指定設備設置事業者を選択権がある仕組みのことであれば、どのような場合に事業者間精算をするのか、ビル&キープをするのかを、事前に明確化、整理ができれば不適当と考える。例えば、事務処理の簡素化の観点から、事務処理コストが無視できないほど支払額が少額な事業者間精算は見合わせる（＝ビル&キープ）選択はとり得ると考えられるが、それ以外は、従来通り事業者間精算が適当と考える。 |
| 指定設備設置事業者と接続事業者の間にネットワーク構成や音声接続料の水準差があることについてどう考えるか。 | これまでの音声接続料に係る制度を踏まえると、接続料は事業者の規模、地域性、サービス内容、技術要素等を加味してネットワーク構成され、結果的に網コストに反映される認識のため接続料に水準差があることは自然なことと考える。 とはいえ、事業者の規模、地域性、サービス内容、技術要素等を加味した上限値を設定可能であれば、円滑な事業者間協議に寄与するとも考える。 |
| その他考慮すべき事項はあるか。 | 現時点では特にはない。 |

論点（１）ビル&キープ方式を選択可能とすることについて

赤枠内構成員限り

| 検討を要する論点 | 当社の意見 |
|--|--|
| <p>③その他、音声接続料に係る望ましい制度の方向性について</p> <p>最終答申において議論された、音声接続料に係るその他の制度（指定設備設置事業者以外も含めた着信接続料規制、pure LRICの採用等）について、現状を踏まえた上でどのように考えるか。</p> <div data-bbox="147 714 410 868" style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 20px auto;"><p>構成員限り</p></div> | <div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; height: 600px;"></div> |

論点（２）その他音声接続料に関して見直すべき措置について

| 検討を要する論点 | 当社の意見 |
|------------------------------------|--|
| — | |
| 第二種指定設備設置事業者間の音声接続料の水準差についてどう考えるか。 | 総務省において検証される過程で合理的な説明がなされた結果と理解しているため、水準差があることも含めて受け入れている。 |
| その他検討すべき事項はあるか。 | 現時点では特にはない。 |